

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月3日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	宇都宮市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/jumin/mynumber/gaiyo/101381

執行機関名 宇都宮市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づく就学援助費の交付に関する事務であって市長が定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇都宮市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第12の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づく就学援助費の交付に関する事務であって市長が定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号) 第1条	宇都宮市就学援助費交付規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由のため就学困難と認められる児童、生徒等(学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒並びに翌年度に小学校入学を予定している者(以下「入学予定者」という。)をいう。以下同じ。)の保護者に対し、就学援助費(以下「援助費」という。)を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇都宮市就学援助費交付規則 宇都宮市就学援助事務処理要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	宇都宮市就学援助費交付規則第5条第1項
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	宇都宮市就学援助費交付規則第5条第1項の規定による援助費の交付申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	宇都宮市就学援助事務処理要綱第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	宇都宮市就学援助事務処理要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報